

陳述書

2012年1月20日

上原正稔

ぼくはこれまで赤松嘉次さんと梅澤裕さんが住民の集団自決を命じたことは全くない、と証明してきたつもりだ。「住民の集団自決」の裏には戦後の援護法という本来、軍人と軍属だけに適用される法律の拡大適用があることを指摘した。

昭和二十七年八月引揚援護庁援護局援護課が編集した『戦傷病者・戦没者＝遺族援護のしるべ』と題する本の沖縄県に関する要点を整理してみよう。この本に200の問答集があり、具体的に問題が理解できるようになっている。

昭和二十七年四月三十日戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下援護法)が制定公布された。援護法の第一条はこの法律が「軍人軍属の公務上の負傷もしくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属であった者の遺族を援護することを目的とする」ものであることを明らかにしている。戦傷病者の援護については説明を省略しよう。

戦没者遺族の援護については、遺族年金と弔慰金の支給がある。遺族年金の支給については公務についている時期の死亡が要件であるが、弔慰金については太平洋戦争開始(昭和十六年十二月八日)後、敗戦調印日(昭和二十年九月二日)前に死亡し、政令に定めている戦地における戦時災害によるものでなければ、遺族年金も弔慰金も支給されない、とするものであった。「戦地」には内地は含まれず、満州、台湾、朝鮮も含まれないが、南西諸島は含まれていた。従って沖縄県も最初から援護法の「戦地」に指定されていたことがわかる。

そして、自殺した軍人軍属については、自殺が公務によるものと認められたときは、遺族年金が支給されるが、公務によるものであるかどうかは、具体的な事例に基づいて個々に判定する他はない、と問答集は述べている。一般邦人で軍隊と共に玉砕した者の遺族については軍の要請により戦闘に参加して玉砕したものであれば遺族年金と弔慰金が出されるが、戦闘により玉砕した者であるか否かは、種々の方面より調査され、決定される、と問答集は述べている。なお、遺族年金は、生活保障的な意味で支給される年金であるが、弔慰金は弔慰の意味で支給される一時金で国債であることを指摘しておこう。

遺族年金にしろ、弔慰金にしろ、戦没者が軍人軍属であることが絶対不可欠の条件であった。

援護法の軍人とは陸海軍の現役、予備役、召集され、あるいは志願によって軍に編入された者、予科士官学校、など軍と関係する各種学校の生徒であって軍人でない者も含まれる。また警察関

係者も含まれる。

援護法で軍属とは陸海軍から正規に給料、報酬を受けていた雇用人を言う。戦時中、軍属と呼ばれていても、軍から直接給料、報酬を受けていない者は軍属ではない。

一方、一九五一年(昭和二十六年)九月八日サンフランシスコで国際連合の対日平和条約が締結され、翌五二年四月二十八日条約は国会で批准された。(この二日後に援護法が制定公布されたことになる。) この条約により沖縄は日本から完全に切り離され、公式にアメリカの統治下に置かれ琉球政府が生まれることになった。しかし援護法は沖縄にも適用されることになっていたから、翌一九五三年四月一日から琉球政府援護課に予算が下ろされ、照屋昇雄氏ら元軍人五人が各地に派遣され、調査が始まった。照屋氏は渡嘉敷村で戦没者の調査を行ない、次のように証言している。「村民は集団自決について語ってくれたが、赤松隊長が自決を命令した、と述べる者は一人もいなかった。」援護法を厳格に適用すれば、渡嘉敷村では軍人、軍属を除いて集団自決者の遺族は遺族年金も弔慰金も受けることはできなくなる。そこで、照屋氏は上司の指示の下に村長と謀り、赤松隊長の命令で集団自決が行われた、とする調査報告書を提出した。

二〇〇六年八月二十七日の産経新聞は照屋昇雄氏の証言を掲載した。「遺族たちに援護法を適用するため、軍による命令ということにし自分たちで書類を作った。当時、軍命令とする住民は一人もいなかった」「嘘を突き通してきたが、もう真実を話さなければならないと思った。赤松隊長の悪口を書かれる度に心が張り裂かれる思いだった。」新報、タイムスはこの重要記事を見逃した。座間味村でも全く同様に事が進んだ。

一方、野田隊長が直接指揮する阿嘉島では彼の厳格すぎるほどの規律の下、集団自決はなかったが、隣の慶留間島では集団自決が行われた。ここでは詳しいことは省くが、野田隊長は八月下旬投降し、收容された屋嘉收容所で朝鮮人軍夫らに袋叩きのリンチに遭ったが、梅澤隊長は朝鮮人軍夫らをアメリカ軍が上陸する前夜に解放していたから朝鮮人軍夫らは全員生き延び、彼らから感謝されたことを記しておこう。しかし、座間味では住民の集団自決が行われたのだ。集団自決とその後の背景について一九九五年六月二十三、二十四、二十五日の宮城晴美がタイムスで発表した「母の遺言ーきり取られた自決命令」の全文をここに紹介しよう。この衝撃的なコラムは集団自決の謎を解く鍵をぼくに提供し、ぼくはこれを基に翌年、「沖縄戦ショウダウン」の長い注「渡嘉敷島で何が起きたのか」を発表した。だが、なぜか誰もその後この最重要記事に触れることはなかった。

母の遺言

1995年6月22日(木)沖縄タイムス

母の遺言<上> きり取られた“自決命令” ——宮城晴美

証言の独り歩きに苦悩 手記の書き直し託される

その年、母は座間味島の「集団自決者」の名簿を取り出し、一人ひとりの屋号、亡くなった場所、使用した“武器”、遺体を収容したときの状況など、これから自分が話すことのすべて記録するよう、娘の私に指示してきた。座間味島の地図を広げ、「自決者」のマップをつくりながら、母は知りうる限りの情報を私に提供し、そして一冊のノートを託したのである。

元号は変わっても…

それから間もなく、元気よく一週間の旅行に出かけたものの、母は帰ってきてから体の不調を訴えるようになり、入院後、とうとう永遠に帰らぬ人となってしまった。一九九〇年（平成二年）十二月六日であった。

母の死後、遺品を整理しているなかで、日記帳の中から一枚のメモ用紙を見つけた。前年の一月七日、つまり昭和天皇が亡くなったその日に書かれたものであった。

「静かに更けて行く昭和の時代も、後三十分で終わりを告げようとしている。

本当に激動の時代であった。たとえ元号が変わっても、戦争への思いは変わらないであろう。

新元号『平成』、どんな時代になるのだろう。子や孫のために、平和な世の中になっしてほしい」

戦後、座間味島の「集団自決」の語りべとして、戦前の皇民化教育と「集団自決」のかかわりを、戦争の聞き取り調整のため島を訪れた無数の人たちに説いてきた母。

それだけに、私にも言い続けてきた「昭和＝戦争＝“集団自決”」という、戦前の天皇制をベースに繰り広げられた悲惨な戦争の図式を、母は「昭和」の時代の終わりとともに、何らかのかたちで、自身の“思い”として留めたかったのではないだろうか。

“真実”を綴ったノート

そして、私に託された一冊のノート。それは字数にして四百字詰め原稿用紙の約百枚におよぶもので、母の戦争体験を日を追って詳しく綴（つづ）ったものであった。母は「いずれ時機を見計らって発表しなさい。でも、これはあくまでも個人の体験なので、発表するときには誤解がないよう、必ず客

観的な時代背景を加えるように」と言葉を添えて手渡したのである。

ただ、母はこれまでに座間味島における自分の戦争体験を、宮城初枝の実名で二度発表している。まず、六三(昭和三十八年)発行の『家の光』四月号に、体験実話の懸賞で入選した作品「沖縄戦最後の日」が掲載されたこと。それから五年後の六八年に発行された『悲劇の座間味島—沖縄敗戦秘録』に「血ぬられた座間味島」と題して体験手記を載せたことである。

ではなぜ、すでに発表した手記をあらためて書き直す必要があったのかということになるが、じつは、母にとっては“不本意”な内容がこれまでの手記に含まれていたからである。

「“不本意”な内容」、それこそが「集団自決」の隊長命令説の根拠となったものであった。

自責の念にかられる

とくに、『悲劇の座間味島』に掲載された「住民は男女を問わず軍の戦闘に協力し、老人子供は村の忠魂碑前に集合、玉砕すべし」と梅澤部隊長からの命令が出されたというくだりが、『沖縄県史10 沖縄戦記録』をはじめとして、多くの書籍や記録の中で使われるようになり、その部分だけが切り取られて独り歩きをさせたことに母の苦悩があった。

あげくは、その隊長命令説を覆そうと躍起になるあまり、曾野綾子氏に代表される「自決者」を崇高な犠牲的精神の持ち主としてまつりあげる人々が出てきたとなると、母の気持ちは穏やかであるはずがなかった。

そしてもう一つの“不本意”な理由、それは、自分の証言で「梅澤部隊長」個人を戦後、社会的に葬ってしまったという自責の念であった。これが最も大きい理由であったかもしれない。

1995年6月23日(金)沖縄タイムス

母の遺言<中> きり取られた“自決命令” ——宮城晴美

「玉砕」は島民の申し出 援護法意識した「軍命」証言

母は、どうして座間味島の「集団自決」が隊長の命令だと書かなければならなかったのか、その真相について私に語りだしたのは、確か一九七七年

(昭和五十二) だったと思う。戦没者の三十三回忌、いわゆる「ウワイスーコー」と呼ばれる死者のお祝いを意味した最後の法事があると私は聞き、「島の人は何を考えているのだろう」という気持ちから座間味島の取材に出かけたときのことである。

「援護法」とのはざままで

話は一九五六年（昭和三十一）にさかのぼった。

沖縄への「援護法」（正確には戦傷病者戦没者等遺族援護法）の適用を受け、座間味村では一九五三年から戦没者遺家族の調査が着手されていたが、それから三年後、村当局は、戦争で数多く亡くなった一般住民に対しても補償を行うよう、厚生省から来た調査団に要望書を提出したという。

この「援護法」は、軍人・軍属を対象に適用されるもので、一般住民には本来該当するものではなかった。それを村当局は、隊長の命令で「自決」が行われており、亡くなった人は「戦闘協力者」として、遺族に年金を支払うべきであると主張したというのである。

つまり、国のシステムから考えれば、一般住民に対して「勝手に」死んだ者には補償がなされず、軍とのかかわりで死んだ者だけ補償されるという論理を、住民たちは逆手にとったことになろうか。

その「隊長命令」の証人として、母は島の長老からの指示で国の役人の前に座らされ、それを認めたというのである。

母はいったん、証言できないと断ったようだが、「人材、財産のほとんどが失われてしまった小さな島で、今後、自分たちはどう生きていけばいいのか。島の人たちを見殺しにするのか」という長老の怒りに屈してしまったようである。

それ以来、座間味島における惨劇をより多くの人に正確に伝えたいと思いつつも、母は「集団自決」の個所にくると、いつも背中に「援護法」の“目”を意識せざるを得なかった。

軍と運命を共に

座間味島は一九〇一年（明治三十四）に沖縄ではじめてのカツオ漁業をスタートさせた島で、それが軌道に乗り出した明治末期から子どもたちをどんどん上級学校に送り出し、教育熱は県内でも旺盛な地域であった。それだけ、皇民化教育を受け入れる土壌が整えられていったといえるだろう。

一九四四年(昭和十九)九月、この島に日本軍が駐屯するようになったころから、住民は兵隊たちと運命を共にすることになる。島は特攻艇(敵艦に体当たりするための爆弾を積んだ一人乗りのベニヤボート)の秘密基地と化し、漁のため小舟を出すにも軍の許可証を必要とした。

日本軍の駐屯で、ほとんどの家が兵隊の宿舎となり、住民たちは裏座敷に住みながらも、兵隊との交流は欠かせないものになっていた。その交流の中から「戦陣訓」を学び、そして在郷軍人(退役した地元出身の軍人)からは、中国戦線で日本軍が中国人を相手に行った残虐な仕打ちが伝えられ、敵につかまったときの惨めさが語られた。

忠魂碑の前に

一九四五年(昭和二十)三月二十五日、三日前から続いた空襲に変わって、島は艦砲射撃の轟音(ごうおん)に包み込まれる。方々で火の手があがり、住民は壕の中に隠れていても、いつ砲弾が飛び込んでくるか、ただおびえているだけであった。

そんな夜おそく、「住民は忠魂碑の前に集まれ」と伝令の声が届いたのである。

伝令が各壕を回る前に、母はこの伝令を含めた島の有力者四人とともに、梅澤隊長に面会している。有力者の一人から一緒に来るように言われ、意味もわからないまま、四人についていったのである。

有力者の一人が梅澤隊長に申し入れたことは、「もはや最期のときがきた。若者たちは軍に協力させ、老人と子どもたちは軍の足手まといにならぬよう忠魂碑の前で玉砕させたい」という内容であった。母は息も詰まらんばかりのショックを受けていた。

1995年6月24日(土)沖縄タイムス

母の遺言<下> きり取られた“自決命令” ——宮城晴美

「集団自決」時の社会背景 戦争は「終戦」で終わらない

島の有力者たちがやってきたものの、いつ上陸してくるか知れない米軍を相手に、梅澤隊長は住民どころの騒ぎではなかった。隊長に「玉砕」の申し入れを断られた五人は、そのまま壕に引き返していったが、女子青年団長であった母は、どうせ助からないのだから、死ぬ前に仲間たちと軍の弾薬運びの手伝いをしようと、有力者たちとは別行動をとることになった。その直後、

一緒に行った伝令が各壕を回って「忠魂碑前に集まるよう」呼びかけていたのである。

軍国主義の象徴

伝令の声を聞いたほとんどの住民が、具体的に「自決」とか「玉砕」という言葉を聞いていない。「忠魂碑」の名が出たことが、住民たちを「玉砕思想」へ導いたといってもいいだろう。

海を一面に見下ろせる場所に建てられた忠魂碑は、紀元二六〇〇年(昭和十五年＝神武天皇即位以来二千六百年にあたるという)を記念して、座間味村の在郷軍人会、青年団を中心に一九四二年(昭和十七)に建立されたものである。

この忠魂碑というのは、「天皇に忠節・忠義を尽くして戦死した者の忠君愛国の魂を慰め、その事跡を顕彰する」(『沖縄大百科事典』)ものといわれ、靖国神社と密接なつながりを持ち、日本軍国主義思想のシンボルといわれたものであった。

太平洋戦争の開戦日(一九四一年十二月八日)を記念して毎月八日に行われた「大詔奉戴日(たいしょうほうたいび)」の座間味島での儀式の場所であった。これは住民の戦意高揚をはかるのが目的で、儀式の内容は、宮城遥拝「君が代」「海ゆかば」斉唱、村の有力者や在郷軍人会による、戦勝にむけての訓話などであった。

元隊長との再会

この場所に集まれというのだから、住民としてはすぐさま「自決」と結び付けざるを得なかった。結果的には、住民は激しい艦砲射撃のため、忠魂碑に集まることができず、それぞれの壕で一夜を明かしたものの、翌日、上陸した米軍を見た住民がパニックを起こして、家族同士の殺し合いが始まったのである。

それは「生きて捕虜になるよりは、死んだほうがいい」という戦陣訓と、「敵につかまると女は強姦され、男は八つ裂きにして殺される」という、皇民化教育や在郷軍人会の教えによるものであった。

母とともに、梅澤隊長のもとを引き揚げた四人全員が「集団自決」で亡くなってしまったため、戦後、母が“証言台”に立たされたのもやむを得ないことであった。

一九八〇年(昭和五十五)の暮れ、母は梅澤元隊長と那覇市内で再会した。本土の週刊誌に梅澤隊長が自決を命令したという記事が出て以来、彼の戦後の生活が惨憺(さんたん)たるものであるということ、島を訪れた元日本兵から聞かされてい

た母は、せめて自分が生きているうちに、本当のことを伝えたいと思っていたからである。

皇民化教育の本質

その後の彼の行動については、あえてここでは触れないことにしよう。しかし、一つだけ言わせていただくとしたら、梅澤元隊長が戦後なお、軍人の体質のまま持ち続けている人であることに変わりはない、ということである。

母は私がモノ書きとして生活するようになってからは、いつも思い出したように言いつづけたことがあった。「いまは事実を書かなくてもいい。でもウソは絶対に書いてはいけない」ということ。そしてもう一つは『『集団自決』を論ずるとき、だれが命令したか個人を特定することにこだわっていると、皇民化教育の本質が見えなくなってしまう。当時の社会背景をしっかりおさえなさい』と。

母は「事実」を元隊長に話したことで島の人との間に軋轢(あつれき)が生じ、悩み苦しんだあげくとうとう他界してしまった。母の死を通して、戦争というのが決して「終戦」で終わるものではないことをつくづく思い知らされている。

「母の遺言」の冒頭に述べられた「集団自決者」名簿の一人ひとりの屋号、亡くなった場所、使用した武器、遺体を収容したときの状況、自決者のマップなどの重要情報はその後の晴美さんの相矛盾する二冊の本のどこにも発表されていない。宮城晴美さんは2000年に「母の遺したもの」を出版し、梅澤さんは集団自決を命じていない、と記したが、2008年には改訂版「母の遺したもの」を出版し、そこでは梅澤さんは集団自決を命じた、と記している。

乙2号書について若干述べる。ぼくはこの私的文書を興味深く読ませてもらった。この中で前泊博盛君は「沖縄の教育」という連載について述べているが、これは「沖縄の学力」が正しい。彼の前任者の後をついで途中からこれを担当することになったものだが、現に自分が担当しているコラムのタイトルを間違うというのはちょっとヒドすぎる。さらに被告弁護側はこの文書をぼくと琉球新報との連載合意文書として扱っているが、ぼくがこの文書を見るのは乙2号書として提出されたからのことである。前泊君の私的文書にすぎない。しかも前泊君はぼくの連載を決定する権限は全くない。これは既に決まっていたことだ。ぼくは前回(四回目)の陳述書の中で余りにも自明のことで指摘しなかったが、被告第2準備書面の中で150回から170回で合意したように記しているが、全50回～70回程度(15週間)と記し、裁判所に提出する前に50と70に1という文字を手書きで慌て

て加え、150回～170回にしたものだ。15週間はそのままだ。週5回で計算してみれば明らかだ。これは裁判を愚弄するものであり、私文書偽造であることを指摘しておく。さらにぼくはいつも「初出の資料を使っている」。「初出の資料だけを使っている」のではないことを指摘しておく。

最後に、ぼくは昨年十月中旬、兵庫県加古川市を赤松秀一さんと共に訪ね、赤松嘉次さんのお墓参りをした。ぼくは心から赤松嘉次さんに謝罪し、ご冥福を祈った。それまで、ぼくには神も仏も遠い存在であったが、ほっとし、心が軽くなった。一方、徳永信一弁護士は昨年十二月下旬、梅澤裕さんの九十五歳の誕生日会を催し、その写真を送ってくれた。その記念写真は僕の宝物になったことを記して筆をおく。